

団体・組織の概要

団体/会社名	中外テクノス株式会社 / NPO法人 循環型社会研究会				
代表者	福馬 勝洋	担当者	甘崎 恭徳		
所在地	<p>中外テクノス株式会社東京支社 〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町15-10 小舟町ビル6階 TEL:03-5643-0111 FAX:03-3668-0003 E-mail:y.amasaki@chugai-tec.co.jp</p> <p>NPO法人 循環型社会研究会 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-10 フォレストタワー(株)ノルド社会環境研究所内 TEL:03-5524-7334 FAX:03-5524-7334 E-mail:junkan@nordo-ise.com</p>				
設立の経緯 ／沿革／事業の概要	<p>中外テクノス株式会社 放射線機器の修理・販売会社として昭和28年に設立し、環境関連分析・計測・調査・環境保全・エネルギーなどの技術・サービスを提供。平成8年より地球温暖化対策関連のコンサルティング事業に進出。地球温暖化対策のサービスは行政や民間企業に対し温暖化対策計画策定・運用支援やエネルギー使用設備の改善提案などを行っている。</p>				
	<p>NPO法人 循環型社会研究所 代表 山口 民雄 平成14年にそれまで10年来活動していたバルディーズ研究会分科会を発展させNPO法人循環型社会研究会(略称:循環研)として発足。次世代に継承すべき自然生態系と調和した循環型社会のあり方を地球的視点から考察し、地域における市民、事業者、行政の循環型社会形成に向けた取り組みの研究、支援、実践およびそのための交流を行うなどの活動を展開している。</p>				
活動・事業実績 (企業の場合は環境に関する実績を記入)	<p>中外テクノス(株)の温暖化防止関連実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省近畿地方環境事務所、経済産業省中国経済産業局、NEDO 技術開発機構から近畿圏、中国地域、全国自治体におけるエネルギー関連調査業務を受託 東京都の温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度運営に係る調査業務、振替可能削減量(オフセットクレジット等)創出の支援業務等を受託 東京都、横浜市、川崎市、京都市、広島市など自治体の地球温暖化対策計画書制度に係る調査業務等を受託 京都市、千葉県、堺市、企業などの省エネ診断業務を受託 				
	<p>NPO法人 循環型社会研究会の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 循環ワーカー養成講座の開催(環境問題と循環型社会に関する基礎的な知識と新しい視点を提供する連続講座 年6回) 循環研セミナーの開催(タイムリーな環境問題に関するセミナー 年2回) フィールドワーク(循環型社会づくりの現場の訪問・交流・支援 年2回) ワークショップ(エココミュニティ、CSR、棚田・森づくりの各WSで随時) 				
ホームページ	中外テクノス株式会社	http://www.chugai-tec.co.jp/			
	NPO法人 循環型社会研究会	http://www.nordo-ise.com/junkan/			
設立年月	中外テクノス株式会社	昭和28年9月19日			
	NPO法人 循環型社会研究会	平成14年6月25日(認証)			
資本金/基本財産 (企業・財団)	中外テクノス(株)	47,000千円	活動事業費/ 売上高(H20)	中外テクノス(株)	12,347,925千円
	循環型社会研究会	215千円		循環型社会研究会	1,824千円
組織	中外テクノス(株) 983名				
	循環型社会研究会 理事 14名(内専従0名) / 事務局員 3名(内専従0名)				
	個人会員	50名	法人会員	20名	その他会員(賛助会員等)

政策のテーマ

企業／従業員／行政の三位一体での温暖化対策

■政策の分野

・地球温暖化の防止

■政策の手段

・組織・活動

・制度整備及び改正

団体名 : ①中外テクノス株式会社
 ②NPO法人 循環型社会研究会
 担当者名 : ①統括技術部長 甘崎 恭徳
 ②代表 山口 民雄

■キーワード 環境ファンド 従業員参加型 自然エネルギー 三方得

① 政策の目的

個人の金融資産を環境に活かす仕組みづくり

② 背景および現状の問題点

- 多くの日本企業（特に大手）は、長年に渡り環境活動を積極的に推進してきた。その結果、CO₂1トン削減するための限界費用は他国より大幅に高く、対策に要する投資額も増大することになる。
- 日本が掲げるCO₂排出削減目標の達成には、企業の更なる削減努力が必要であり、国際競争力を下げる結果となりかねないということから経済界の反発も強い。
- 一方、日本には1,400兆円もの膨大な個人金融資産があるが、依然としてリスクの低い安全資産への投資が大宗を占めている。事実、環境をテーマとした金融商品（ファンド）が含まれる「社会的責任投資ファンド」の純資産残高は、2010年現在で4,500億円程度*にとどまっている。
- このため、個人の長期的な資産形成を自然エネルギー創出という優良な環境投資につなげる仕組みを早期に構築することが求められている。

③ 政策の概要

本提案（政策）は、長期国債への投資と同様のタイムスパンで、風力発電への投資機会を「会社－従業員」関係に基づいて提供する仕組みを構築する。こうした長期的な投資は一般にリスクや不確実性が高いため、会社の信用、インセンティブ（奨励金）、財政的支援によって、投資を刺激する。

1. 従業員の風力発電への投資

従業員は、その勤務する企業（以下、母体企業という。）が仲介する運営会社に出資する見返りとして配当（出資期間は10～15年間。基本的に中途解約は想定しない）および奨励金を得る。

2. 運営会社による自然エネルギーの創出

運営会社としては、既存の民間運営会社、複数もしくは単独の企業によって設立された特別目的会社、環境省主管の運営団体などが想定され、出資金を原資として風車等の建設・保守管理・電力の販売を行う（配当利回りは国債利回りを若干上回る水準を想定）。風力によって発電された電力は、母体企業に対し直接的にもしくは電力会社を経由して間接的（仮想的）に全量を販売する。投資期間（10～15年）経過時点で、運営会社は風車等の風力発電用の資産を母体企業に売却し、出資者に出資金の払い戻しを行う。

3. 母体企業の自然エネルギー購入によるCO₂削減

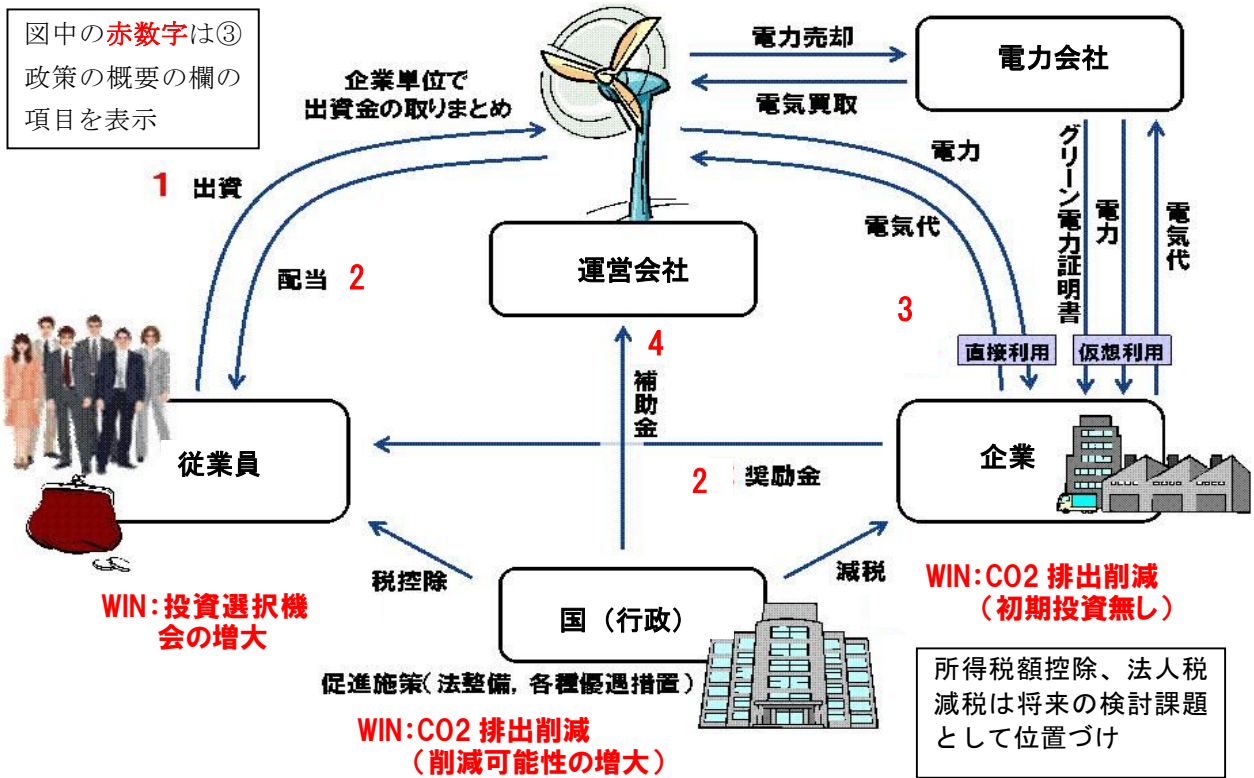
母体企業は、運営会社との間の契約に基づく自然エネルギー購入によって、長期的にCO₂排出削減を行うことができる。また、風力発電への出資額に応じた奨励金を支払うことは、社会へのPR効果も期待できる。

4. 行政による補助金の交付

行政は、自然エネルギー供給力拡大の社会的有用性の観点から、補助金等の助成措置の拡大を講ずる。

* 「公募SRI投信の純資産残高とファンド本数推移」 <http://www.sifjapan.org/document/asset.pdf>

④ 政策の実施方法と全体の仕組み



⑤ 政策の実施主体

各主体と主な機能について以下に記載する。

[中央省庁]

- 環境省内に主管窓口を設置し、必要な予算の確保を行う。
- 環境省の主管窓口が日本国内の風力発電施設の建設計画において本施策分の確保を行う。
- 環境省の公募として、参加企業の募集を行う。
- 日本への普及インパクトの観点から実施企業の選定を行う。
- 参加企業による風力発電設置場所の抽選を行う（地域により風車の規模／発電量が異なるため）。
- 年度毎に参加企業のCO₂排出削減分の認証を行う。

[参加企業]

- 本政策への参加を表明した後、従業員に対して参加呼びかけを行う。
（最低でも風車一基分に相当する投資が集まる規模の応募を募る）
- 参加リストを運営会社に連絡し、個別の契約を促す。※個人情報保護への配慮を徹底
- 従業員への奨励金及び電力買い取り差額を見積もり、行政主管窓口へ届出を行う。
- 自然エネルギー利用料に応じて運営会社への支払いを行う。
- 出資金額に応じて、従業員に奨励金を支払う。
- 自然エネルギー購入量実績を基に、年度毎に行政主管窓口へCO₂削減量の認証申請を行う。

[運営会社]

- 風力発電を運営・管理する運営会社が仕組み全体の流れを管理する
- 参加企業に対して、発電実績の報告を行い、料金を徴収する。
- 企業からの収益から運営費用を引いた金額を配当として出資者へ分配する。

[従業員]

- 自然エネルギー設備投資への出資、配当、奨励金の獲得

⑥ 政策の実施により期待される効果

この仕組みを構築することで、企業は初期投資無しにCO₂排出削減を実現でき、従業員は魅力的な投資収益を得られ、行政は日本全体のCO₂削減に繋がることで、責任を果たすことができ、三方得となる（地球環境の改善に繋がることを考えると、地球の得も加えて四方得とも言える）。

この仕組みが拡大すれば、日本全体でお金の流れが「環境」へと変わることが期待できる。その理由は、

- 必ずしも環境意識が高くなくても、魅力的な投資収益獲得機会があることで、多くの個人がメリットを感じ、投資をするようになる。
- この仕組みを導入する企業が増えれば、個人（ここでは従業員）金融資産を環境設備へと投資する額が増え、お金の流れを環境に向けることができる。
- これを契機として、環境意識が必ずしも高くない個人生活者に対する環境意識の啓発に繋がる。

これまで企業は、自然エネルギーへの投資に対して、費用対効果、資本回転率等の点から積極的な導入ができなかったが、本政策によって、企業は買い取り電力代が多少高くなるものの初期投資負担が「実質ゼロ」で自然エネルギーを導入でき、CO₂排出削減を実現できる。

さらに、日本全体で見た時に、自然エネルギーへの投資が活性化し、日本全体のCO₂排出削減にも繋がるため、日本の排出削減目標の達成に貢献できることはもちろん、「日本版グリーンニューディール」の姿として世界にアピールできる。

⑦ その他・特記事項

- 企業が通常支払っている電力料金は一般家庭に比べ約半分と安い。本提案の仕組みを回すためには企業の買い取り価格がある程度高くしないと出資者への配当が少なくなってしまう、出資者にとっての魅力が減ってしまう。そこで、企業の負担を補うための制度設計も合わせて必要であり、その落とし所については、フィージビリティスタディを行って慎重に見極める必要がある。さらに、行政の財政的な負担についても、本提言とそれ以外の施策との違いを見極める必要がある。そのため、2011年度は中央省庁においてフィージビリティスタディのための予算を確保し、三方得となるためのポイントを探すことを提案する。
- 一般的な風力ファンドでは、配当と同時に元本が返還される（10～15年）。本政策では、元本の返還が終了した時点で、風力発電設備は企業の設備となる。すなわち、企業は当面（10～15年）は多少高い電力料を支払うことになるが、その後は維持費のみのコストで自然エネルギーを利用できるようになるため、企業にとって長期の温暖化対策を推進する上で魅力的な政策になる。
- 風力発電以外にも、将来的に風力発電に匹敵する投資対発電量の安価な製品が出れば、太陽光発電や小水力発電など他の自然エネルギーにも同様のスキームを当てはめて実施できる。
- 本政策の発案にあたっては、同様の仕組みを検討してきた株式会社 日本電気（環境推進部）の協力がある。株式会社 日本電気であれば、10万人を超すNECグループのスケールメリットを活かしたフィージビリティスタディが可能であり、政策の具体化に向けた詳細な検討を実施する環境が整っている。

団体・組織の概要

太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	特定非営利活動法人 環境エネルギー政策研究所(ISEP)		
代表者	所長 飯田 哲也	担当者	主席研究員 松原 弘直
所在地	〒164-0011 東京都中野区中央 4-54-11 TEL:03-6382-6061 FAX:03-6382-6062 E-mail: matsubara_hironao@isep.or.jp		
設立の経緯 /沿革	環境エネルギー政策研究所は、国と電力会社によって進められてきた従来のエネルギー政策を批判的に検討し、市民や地域の視点に立った持続可能なエネルギー政策を実現させるため、政府や産業界から独立した研究・政策提言機関が必要であることから、温暖化対策やエネルギー問題に取り組む専門家等により設立。2000年初旬、所長・飯田哲也、副所長・大林ミカにより、エネルギー分野における市民の調査・研究セクターの確立を目指し、研究所設立準備始まる。2000年8月、環境・エネルギーの分野で活動する、第一線の環境活動家、研究者を集め、研究所設立。2001年2月、特定非営利活動法人を取得。現在に至る。		
団体の目的 /事業概要	持続可能なエネルギー政策の実現を目的とし、政府や産業界とは独立した非営利の第三者機関として、気候変動問題やエネルギー問題で活動する専門家たちにより設立。その背景には、温暖化問題の深刻化や巨大発電所の事故等に代表される化石燃料や原子力を中心とした日本のエネルギー政策の行き詰まり、再生可能エネルギーや省エネの普及を望む市民の声と期待が高まり、日本は本分野で世界的に立ち遅れているにもかかわらず、エネルギー政策を網羅的・専門的に論じる、政府や産業界から独立した非営利の第三者機関が存在しないという現状がある。本研究所は、1)再生可能(自然)エネルギーの普及促進、2)省エネルギーの普及促進、3)エネルギー産業の自由化に伴う新しいエネルギー政策の提言の各分野において活動する。 上記3分野における政策研究・政策提言の市民のためのセンターとなる、欧米のエネルギー研究所との緊密な関係を構築し、最新情報の収集と提供を行う組織となる、共同研究など海外に開かれた活動の連携と共に、国内主要市民団体や地方自治体や環境に配慮する企業を含めて開かれた連携の構築を目指して活動する。		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	2009年:5月自然エネルギーと社会的合意研究会の公開セミナー開催、通年で原子力経済研究会・エネルギー持続地帯研究会開催、自然エネルギー政策プラットフォーム・セミナー(幕張)7月自然エネルギーローカルファイナンスフォーラム開催(飯田市)、自然エネルギー政策の総合Webサイト「自治体グリーン政策の窓」開設、Local GSR 発行(英語版・日本語版)10月ローカル自然エネルギー・気候政策東京会議開催(世界・日本から専門家・自治体政策担当者約50名参加、東京宣言採択、公開セミナー開催) 2010年:2月自然エネルギー地域間連携シンポジウム開催3月「気候変動と消費者」ワークショップ開催、FIT実現に向けたセミナー開催、排出取引制度の導入推進セミナー開催、各党の環境政策を聞く会(気候ネット、WWF、と共催)7月再生可能エネルギー政策シンポジウム「25%削減を実現する再生可能エネルギー政策の新たな可能性」を開催(パシフィコ横浜)自然エネルギー国際関係連絡会を開催、原子力政策円卓会議を主催、「再生可能エネルギー地域連携セミナー」開催、Renewable Energy Global Status Report 日本語版出版11月議員と市民で考える院内シンポジウム「再生可能エネルギーをどう進めるか」共催		
ホームページ	http://www.isep.or.jp		
設立年月	平成12年2月	*認証年月日(法人団体のみ)平成13年3月12日	
資本金/基本財産 (企業・財団)	万円	活動事業費/ 売上高(H21)	54,404千円
組織	スタッフ/職員数7名(内専従2名) 個人会員71名;法人会員5名;その他会員(賛助会員等)30名		

団体・組織の概要

太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	備前グリーンエネルギー株式会社		
代表者	代表取締役 武本 洋一	担当者	主席研究員 山口 卓勇
所在地	〒709-0224 備前市吉永町吉永中 885 TEL:0869 - 84 - 9500 FAX:0869 - 84 - 2332 E-mail:takuo@bizen-greenenergy.co.jp		
設立の経緯 /沿革	平成 17 年に備前市が環境省より「環境と経済の好循環のまちモデル事業」の対象モデル地域として選ばれ、事業を実施するため、「備前みどりのまほろば協議会」(まほろば協議会)が市民・事業者・行政のパートナーシップにより発足した。持続可能な地域社会を目指して環境に優しいエネルギーでまちづくりを進めるまほろば協議会の理念を、地域エネルギー事業というかたちで具体化し、市民参加のもとに推進するための事業会社とし、備前グリーンエネルギー株式会社は、平成 17 年 12 月に設立した。 公益的な地域の環境エネルギー事業を継続的に担うことを担保するため、地域の関係者の総意を代表するまほろば協議会 ¹ が事業会社の主要株主となっており、公的な資金的援助を受けていない純粋な民間企業でありながら、社会的事業を行う新たな企業形態の会社である。		
団体の目的 /事業概要	備前グリーンエネルギーの企業目的は、持続可能な地域社会を目指して環境に優しいエネルギーでまちづくりを進めることである。 上記目的のため、次の五ヶ条を企業理念としている。 市民の思いを事業にし、環境エネルギーを進める。暮らしの中に自然が生み出すぬくもりを提供する。事業所の環境経営を実現する。エネルギーとお金の地域内循環をつくり、地域社会を変える。人々が集い、アイデアを紡ぎ、地域の新しい絆を生み出す。		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	弊社は、地域における持続可能な地域社会の実現を目指し、先導的な事業とその事業を元とした調査研究を行っている。以下に主な事業を記載する。 ・平成 17～19 年 「環境と経済の好循環のまちモデル事業」(環境省) 岡山県東備地域で、低炭素社会と地域活性化の両軸を実現するため、ESCO 事業やオンサイト太陽光発電事業を市民出資のスキームを用い実施 ・平成 20～21 年度 「地方の元気再生事業」(内閣府・環境省) 岡山県東備地域で、エネルギーの地産地消をキーワードのした市民ネットワークを構築・地域版グリーン電力証書・カーボンオフセットの活用の調査を進め新たな環境産業を作り出すことを目的とした調査研究事業を実施 ・平成 21 年度 次世代省エネルギー等建築システム実証事業(経済産業省) ホテルにおける CO2 排出量を 2010 年で半減、2030 年でゼロとするための設備導入や運用に係る調査研究		
ホームページ	http://www.bizen-greenenergy.co.jp		
設立年月	平成 17 年 12 月	* 認証年月日(法人団体のみ)	平成 17 年 12 月 8 日
資本金/基本財産 (企業・財団)	1000万円	活動事業費/ 売上高(H20)	101,872千円
組織	スタッフ/職員数 14 名(内 専従 9 名) ----- 個人会員 名 ; 法人会員 名 ; その他会員(賛助会員等) 名		

¹ まほろば協議会設立資金は、地域住民の寄付により賄われており、ここにも公的資金は入れられていない。

政策のテーマ 地域に根ざした自然エネルギー事業の実施
～ レベニュー債と Public Private Partnership の活用 ～

政策の分野
 循環型社会の構築 地球温暖化の防止
 社会経済のグリーン化 持続可能な地域づくり
 環境パートナーシップ

団体名：(特非)環境エネルギー策研究所
 (ISEP)
 備前グリーンエネルギー株式会社
 担当者名：松原 弘直(主席研究員・ISEP)
 山口 卓勇(主席研究員・備前)

政策の手段
 制度の整備及び改正 税制措置 予算資金措置 地域活性化と雇用
 情報管理、情報の開示と提供 国民の参加促進 その他：地方分権 新規事業開発

キーワード	自然エネルギー事業	レベニュー債	Public Private Partnership	地方分権	環境ベンチャー事業開発
-------	-----------	--------	----------------------------	------	-------------

政策の目的

地域に適し、高い理念を確保した自然エネルギー事業が成立する様に、金融面、制度面から環境を整え、自然エネルギー事業を広く、迅速に拡大させる事を目的とする。

これにより、温室効果ガス25%削減と成長が両立する持続可能な低炭素社会の実現を目指す。更に、**自然エネ技術開発、事業開発で世界を牽引する**役割を担う。

背景および現状の問題点

自然エネにより賄われている国内エネルギーは約6%²と極めて少ない。固定価格買取制度や各種補助制度等の自然エネ設備導入に、有利な環境が整いつつあるが、本格的な自然エネ事業は、ほとんど実現していない。これには以下のような理由があると考えられる。

1. 事業としての課題 - 高額初期投資に係る超長期の回収年数の新規事業 -

自然エネ事業は、他の事業に比べ、**初期投資が非常に大きい**。また、自然エネ事業は固定価格買取制度などで収入は安定している一方で、**投資回収年数が10年以上の長期**になる。3～5年の投資回収が前提である株式会社等の一般的な企業での実施は難しい。更に、新規事業であり、高額長期の融資となるため、**金融機関から融資がうけにくい**。

2. 地方公共団体が行う場合の課題 - 事業として行うことが前提ではない -

地方債を用いて自然エネ事業を行う事例があるが、短い償還年数(5年程度)での発行が一般的であり、**償還年数内での収支がバランスを前提としていない**³。そのため、収入を上げる、支出を下げることにインセンティブが働きにくい状況になっている。また、地方の累積負債総額が大きく、高額の初期投資が必要な自然エネ事業を自治体主導で実施することが難しい状況である。

3. 金融面での課題 - 自然エネインフラへの資金流入の仕組みの不在 -

金融資産の大部分が預貯金で保有されている中、個人が**自然エネインフラ整備に資金を流す仕組みがない**。また、市民出資や社会的責任投資(SRI)等の「新しい公共」を支える金融制度を活用し、資金を流す事例も出てきているが、その理念の遵守を保証している公共団体がいないため「新しい公共」を支える金融の内実は玉石混合となっている。

4. その他の課題 - エネルギー会社による寡占と地方住民の関与の難しさ -

その他課題として、高額初期投資・超長期回収年数である自然エネ事業は、その事業ノウハウがある電力会社等のエネルギー会社に寡占され、自然エネ事業の普及がその取組如何にかかってしまう状況であり、**活力あるベンチャー企業等の発生の可能性を摘んでしまう**可能性がある。

また、現状の自然エネ事業の形では、**地方住民が自然エネ事業へ関与することが難しく**、主導する事業者の意見で事業が進んでしまう恐れがある。

² 2009年度総合エネルギー統計における一次エネルギー合計に対する事業用小水力と再生可能エネルギーの合計の割合。

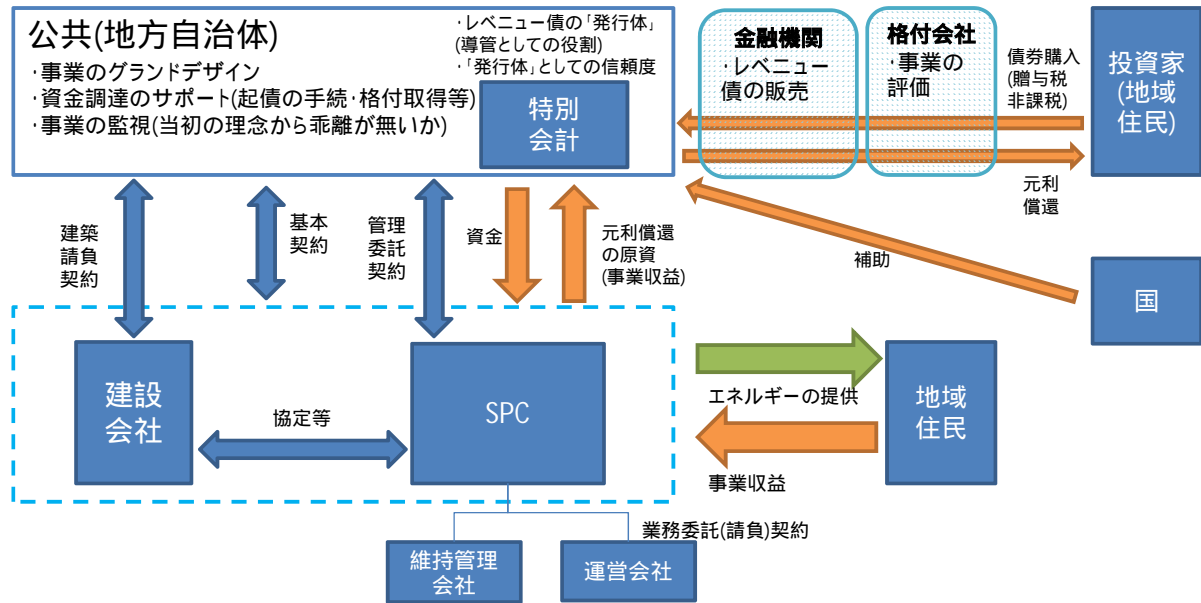
³ 都留市の小水力発電導入のためのつるのおんがえし債や横浜市の風力発電導入のためのハマ債風車(かざぐるま)は、5年満期一括償還の債券である。小水力発電や風力発電が5年で投資回収することは考えにくく、事業としてではなく、「環境行動のシンボリック事業」として事業を行っていると考えられる。

政策の概要

本提案では、レベニュー債とDesign Build Operate(DBO)方式を結びつけた自然エネ事業を実施可能とするための環境整備を提案する。レベニュー債とは、元利償還の原資を特定の事業収入(公益事業等)に限定して発行される地方債であり、自治体による元本保証はない。米国の地方債として広く使われ、発行額全体の7割を占める。DBO方式とは、公営民設方式の一つで、施設の設計・建設・運営(長期包括委託)を一事業として発注する方式である。ゴミ施設建設・運営で多く採用される。

更に、金融資金を地域の自然エネインフラ整備に向けたためのレベニュー債購入に対する贈与税非課税枠拡大を実施する⁴。SRIや住民参加型ミニ公募債に対する関心は非常に高く、贈与税非課税と組み合わせることで、自然エネ設備へ資金が流入する環境を整える。

また、安定した事業キャッシュフローのために、公共保有による固定資産税免除を行う⁵。これにより、自然エネルギー事業が、地域の関与を得、常に理念の確認が可能で、民間のノウハウが活用できる環境を築く。



政策の実施方法と全体の仕組み(必要に応じてフローチャートを用いてください)

本提案の事業における流れは以下のとおりとなる。

1.計画	自然エネ事業のグランドデザイン作成(公共) 事業に関するFS調査、レベニュー債の市場調査、パブリックコメントの実施(公共)
2.公募	グランドデザインを元に事業者を募集(公共)
3.詳細計画	グランドデザインに沿って、詳細な事業プランを作成・提案(事業者) 提案内容をチェックし、事業者を採択(公共) 様々な専門機関から助言を受け、計画を更にブラッシュアップ(事業者/公共) (例:金融機関から事業計画に関する財務アドバイスを公共がセットアップして、事業者が受ける等)
4.資金調達	レベニュー債の起債に際し、第三者より事業評価(格付会社) 事業者の事業プランを元にレベニュー債を起債(公共) レベニュー債の引受(金融機関) 国の補助制度へ申請(事業者/公共)
5.建設	事業プランを元に自然エネ設備を建設(事業者)(但し所有は公共)
6.運用	事業運用(事業者) グランドデザインに沿って運用しているかチェック(公共) 事業収入は特別会計を經由し、出資者へ元利償還(事業者 公共 出資者) 更に収益が出た場合は、地方法人特別税の適用範囲外とし、地方税に組込(公共)

⁴ 公的な担保がなく、自己責任における出資、超長期の返済となる自然エネルギー事業のレベニュー債に対し、無利子国債における懸念のように無制限に資産が流入することは考えにくい。また、贈与税非課税枠拡大ではなく、利子課税率低減も手法として考えられる。

⁵ 高額初期費用、長期の耐用年数である自然エネ設備は、事業初期に多額の固定資産税が係り、キャッシュフローを非常に悪化させる。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

本提案における代表的な実施主体の分析は以下のとおりである。

	事業主導者	事業者	出資者	金融機関
主体	地方公共団体	事業者(SPC)	地域住民投資家	地域金融機関 格付会社等
目的	<ul style="list-style-type: none"> 自然エネルギーの普及 新たな地域事業の拡大 地域の雇用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 新規事業の開拓 企業イメージの向上 	<ul style="list-style-type: none"> 地域や環境を良くする事業への関与 子孫への資金の相続 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな金融商品やサービスの開拓
内容	<ul style="list-style-type: none"> 自然エネルギー事業を主催 その理念を担保 負債を増やさない 建設・運営・事業性判断・金融手法は専門機関を活用 	<ul style="list-style-type: none"> 年度毎に収支がバランスする自然エネルギー事業を運営 	<ul style="list-style-type: none"> レベニュー債を導入し地域や環境を良くする事業へ直接的に関与 子孫への資金の相続 	<ul style="list-style-type: none"> 財務アドバイザー レベニュー債販売 債券の格付け
方法	<ul style="list-style-type: none"> 事業のグランドデザイン FS調査、ファンディング市場調査、パブリックコメントの実施 レベニュー債の活用(要制度改正) DBO方式、格付会社、金融アドバイザーの活用 	<ul style="list-style-type: none"> DBO方式の採用 レベニュー債の採用(要制度改正) 	<ul style="list-style-type: none"> レベニュー債の購入 理念と異なる事業を行った場合は、債権者集会にて意思表示 贈与税の非課税枠拡大(要制度改正) 	<ul style="list-style-type: none"> レベニュー債引受/販売 事業性の分析
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 自然エネルギー事業の理念を担保できる 負債がない 地域の新産業の設立 雇用の創出 税収の増加(地方法人特別税の適用範囲外とし、地方税に組込 要制度改正) 	<ul style="list-style-type: none"> 安定したキャッシュフロー 民間ノウハウを活用し、収支の改善が可能 資金調達コストが不要 固定資産税免除 	<ul style="list-style-type: none"> レベニュー債を購入することで、地域や環境を良くする事業へ支持を表明可能 賃貸・集合住宅居住者でも自然エネルギーに投資可能 理念と異なる事業を行った場合、債権者集会で意思表示可能 贈与税の非課税枠拡大(要制度改正) 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな金融サービスを提供 企業イメージが向上する
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税が入らない 債券発行/引受手数料等が必要 SPCが破綻した場合の対応を講じる必要 	<ul style="list-style-type: none"> 負債を負う 高い理念で事業を行う必要 	<ul style="list-style-type: none"> 元本保証ではない 償還期間が長い 	<ul style="list-style-type: none"> SPCが破綻した場合の投資家への説明が必要

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

1. 投資効果

現在、日本の金融資産は1400兆円と言われている。ある調査⁶では50歳以上のSRIへの投資意向は42%である。50歳以上の保有資産割合は全体の96%であり、うち20%がその資産の5%規模でレベニュー債を購入すると仮定すると、購入総額は13.44兆円となる。更に事業に対して、国から1/3の補助を得ると仮定すると、**資金総額は約18兆円**となる。

2. 環境効果

経済産業省のグリーン投資減税の試算では、再生可能エネルギーへの投資0.4兆円で1.1百万KL(原油換算)のエネルギー創出と計算している。よって、18兆円では50百万KLのエネルギー創出となり、現在の**一次エネルギー消費量の約9%**となる。CO2では130百万t-CO2となり、現在の**排出量の約12%**に当たる。

3. 経済効果

環境省調査⁷において、自然エネ事業へ25兆円投資により、2030年に累積で48兆円のGDP増加、1.4兆円の原油購入削減、68万人の雇用創出が試算されている。これより18兆円の投資効果は概算で**34.6兆円のGDP増加、1.0兆円の原油購入削減、49万人の雇用創出(2030年累積)**が見込まれる。

4. 拡大効果

本提案の実行により、地域に根ざした最適な自然エネ技術を導入する事業ノウハウと自然エネ技術革新、費用削減が同時に進む。これをもって**日本が世界各国での自然エネ事業を先導する役割**を果たす。

その他・特記事項

⁶ 高齢者の金融資産の有効活用及び社会的責任投資等への資金流入の可能性に関する調査 平成 18 年 3 月 総務省

⁷ 低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギー普及方策について(提言) 平成 21 年 2 月 環境省

団体・組織の概要

太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	株式会社 あらたサステナビリティ		
代表者	木村 浩一郎	担当者	野村 恭子
所在地	〒 104 - 0061 東京都中央区銀座 8 丁目 21 番 1 号 住友不動産汐留浜離宮ビル TEL: 03 - 3546 - 8420 FAX: 03 - 3546 - 8421 E-mail: yasuko.y.nomura@jp.pwc.com (ご連絡は野村にお願いいたします。)		
設立の経緯 / 沿革	1999 年 中央青山監査法人の子会社として(株)中央サステナビリティ研究所設立 2003 年 (株)中央青山 PwC サステナビリティ研究所に社名変更 2006 年 (株)みすずサステナビリティ研究所に社名変更 2007 年 出資法人の名称変更に伴い、(株)あらたサステナビリティに社名変更 2009 年 現住所に移転		
団体の目的 / 事業概要	<p>【目的】 持続可能な社会の発展のため、環境・サステナビリティ情報に関するアドバイザーを通じて環境・サステナビリティディスクロージャーの発展を推進することを目的とする。45 カ国、700 名余の環境・サステナビリティ専門家から構成されるプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のグループの一員として、国連や国際 NGO、世界経済フォーラム、気候変動に関する国際イニシアチブと連携してサービスを提供している。</p> <p>【主な事業概要】 主な事業概要には、国・地方自治体の制度構築支援、温室効果ガスマネジメント、環境・CSR に関するマネジメントやサステナビリティ報告書の作成支援、研究の受託、事業の受託を含める。</p>		
活動・事業実績 (企業の場合は環境に関する実績を記入)	<p>NGO/NPO との協働実績</p> <ul style="list-style-type: none"> セミナー「企業と NGO/NPO のコラボレーション」の 2 回シリーズ開催 (2005): 第 1 回-環境 NGO と共同開催。事業分野での事例や取り組み紹介。 第 2 回-国際協力団体と共同開催。緊急支援、国際貢献、開発援助分野での事例や取り組み紹介。 GHG 削減プログラムの検証機関 (2003 年～現在): WWF とソニー(株)子会社、佐川急便(株)が実施するクライメート・セイバーズ・プログラムの検証を実施。 森林バイオマスと温室栽培の融合させたカーボンオフセット支援: 岡山県真庭市における NGO/NGO と農家、地域コミュニティとの協働事業の共同実施者として参画(環境省平成 17 年度地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業) <p>森林・生物多様性分野実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 持続可能な森林経営調査: 日本企業および世界企業の森林経営の取組みに関する調査。インドネシアでの現地調査実施。 マダガスカル及びラオスの植林 CDM 方法論・PDD 作成支援。 FSC 森林認証の取得支援、認証審査。 ハビタットバンキングスキームに関する調査・検討、案件発掘調査: PwC は、国連 UNDP、UNEP-FI、豪州政府、WWF と共同調査を実施。 <p>その他環境関連事業の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の地球温暖化対策を推進する制度の構築に関する調査委託(東京都、2007): 都内大規模事業所を対象とした排出量取引制度設計のための基礎調査。 平成 22 年度日本版環境金融行動原則起草委員会に必要な資料作成のための調査業務(環境省、2010): 現在、実施中。 		
ホームページ	http://www.pwcaarata.or.jp/service/sustainability.html		
設立年月	1999 年 6 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日		
資本金/基本財産 (企業・財団)	10,000,000 円	活動事業費 / 売上高 (H20)	77,306,923 円
組織	<p>スタッフ / 職員数 19 名 (内 専従 19 名)</p> <p>-----</p> <p>個人会員 名 ; 法人会員 名 ; その他会員 (賛助会員等) 名</p>		

団体・組織の概要

太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	コンサベーション・インターナショナル・ジャパン		
代表者	日比 保史	担当者	名取 洋司
所在地	〒 163 - 1339 東京都新宿区西新宿 6 - 5 - 1 新宿アイランドタワー39 階 TEL: 03 - 6911 - 6640 FAX: 03 - 6911 - 5599 E-mail: y.natori@conservation.org		
設立の経緯 / 沿革	1987 年 米国にて団体発足 1990 年 任意団体として日本での活動を開始 " 生物多様性保全戦略として「ホットスポット戦略」を採用 1992 年 経団連自然保護基金の発足に貢献 2007 年 日本企業と共同で作成した植林 CDM 方法論を国連 CDM 理事会が承認 現在 法人化準備中。		
団体の目的 / 事業概要	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性を保全し、人間社会が自然と調和する道を具体的に示すこと。 生物多様性保全の重要性に関する国内での理解の向上に務めることを通じて、日本社会の公益に資すること。 <p>【主な事業概要】</p> <p>政府、民間企業、NGO など幅広いパートナーシップを構築し、世界のホットスポットにおける生物多様性保全を推進する。現在の活動は、気候変動対策と生物多様性保全の相乗効果に焦点を当てている。また、「生物多様性ホットスポット」である日本国内での保全活動も拡大して実施している。</p>		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	<p>森林・生物多様性分野実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性および気候変動に関する政策提言・情報提供（外務省、財務省、環境省、林野庁、JICA） フィリピン：ベニャプランカ持続可能な森林再生プロジェクト、キリノ森林カーボン・プロジェクト（共に民間企業） インドネシア：森林再生事業（民間企業） コンサベーション・コーヒー・プログラムの展開（民間企業） エクアドル植林 CDM 事業開発事業（民間企業） 日本全国 KBA 選定（経団連自然保護基金助成） REDD のコスト分析調査（JBIC 委託） 北海道猿払村のイトウ保護フィールド研修講座（民間企業） <p>政策提言の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候変動枠組条約締約国会議に参加および政策提言・情報提供：バリ(2007)、ポズナン(2008)、コペンハーゲン(2009)、カンクン(JIFPRO 助成、2010) 生物多様性条約締約国会議に参加および政策提言・情報提供：ボン(2008)、名古屋(2010) 代表が環境省の検討会に委員として参画 		
ホームページ	http://www.conservation.or.jp		
設立年月	1990年	4月	* 認証年月日（法人団体のみ） 年 月 日
資本金/基本財産 (企業・財団)	円	活動事業費/ 売上高 (H20)	58,276千円（2009年7月～2010年6月）
組織	<p>スタッフ/職員数 7 名（内専従 7名）</p> <p>個人会員 0 名 ; 法人会員 0 名 ; その他会員（賛助会員等） 0 名</p>		

団体・組織の概要

太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	NPO 法人 白神山地を守る会		
代表者	永井 雄人	担当者	永井 雄人
所在地	〒 030 - 0947 青森県青森市浜館字科 86-1 TEL: 017 - 743 - 8314 FAX: 017 - 743 - 8314 E-mail: preserve@shirakami.gr.jp		
設立の経緯 /沿革	<p>白神山地周辺部には、春秋林道建設中止以前に伐採されたブナの森が広がる。当会は、その森をブナを中心とした広葉樹の森に復元・再生することにより、自然遺産の持つ生物多様性の森を次世代に残すという趣旨から、白神山地が自然遺産に登録された 1993 年に発足する。</p> <p>【沿革】</p> <p>1993 年 白神山地を守る会発足 1997 年 エコロジー体験ツアーとブナの植樹事業の開始 2000 年 「白神 ブナの森博物誌」・「白神山地入山心得八箇条」を発刊 2001 年 「白神山地ガイドマニュアル」発刊 特定非営利活動法人に認証 2002 年 第 1 回「白神山地ブナ植樹フェスタ in 赤石川」を発足 2003 年 ブナの苗木づくりとウサギ対策のプロジェクト開始 2006 年 第 2 回東京農大オホーツク実学センター市民公開講座三自然遺産会議開催 2007 年 事業者との CSR でパートナーシップでの植林活動を展開 2010 年 森林総合研究所と共同研究の締結コンテナ苗木の実験開始</p>		
団体の目的 /事業概要	<p>【目的】</p> <p>白神山地の現状についての理解促進を図るため、エコロジー体験ツアーや、白神山地の自然を紹介するガイドの人材養成等を行い、白神山地の自然保護及び有効活用に寄与することを目的とし、自然遺産白神山地でブナの森の復元・再生事業を通じて、国内の自然保護保全活動を行う。</p> <p>【主な事業概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 白神山地の生態系の調査・研究 2. 白神山地の有効活用の為のルーティング並びにガイドマニュアルの開発 3. 白神山地のエコロジー体験ツアーの実施 4. 人材養成講座並びにガイドの実施 5. インタープリテーションの実施 6. ブナの森の復元・再生 		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	<p>主な活動であるブナの種の採取・育林・植林と、それを促進するためのネットワーク構築活動やエコロジー体験ツアー、白神ガイドの人材養成のほか、行政機関や企業の協力を得ながら講演や研究活動を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性交流フェア・フォーラムにて講演：「白神山地から生物多様性」 ● 白神山地間伐材利用促進協議会を立ち上げ：間伐材再利用基金を設置し、間伐材の有効活用を促進する取組みの実施 ● 森林総合研究所との共同研究：苗木の安定的供給を目指したブナの簡易な種子保存技術及びマルチ・キャビティ・コンテナ・トレーによる育苗技術の開発 ● 当会代表は、「鱒ヶ沢白神グリーンツーリズム推進協議会」会長や「白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会」委員としても活動している。 <p>【受賞実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 17 年度地球温暖化防止環境大臣表彰「市民部門受賞」(2005) ● 白神自然学校インストラクター養成講座：環境省「人材認定等事業」登録(2006) ● 第 16 回地球環境大賞「環境地域貢献賞」(市民部門) 受賞 (2007) 		
ホームページ	http://preserve.shirakami.gr.jp/		
設立年月	1993 年 4 月	* 認証年月日(法人団体のみ) 1999 年 11 月 26 日	
資本金/基本財産 (企業・財団)	0 円	活動事業費/ 売上高(H20)	11,433,401円
組 織	スタッフ/職員数 7 名(内専従 4名)		
	個人会員 96 名	法人会員 5 名	その他会員(賛助会員等) 0 名

自然・生物資源管理(Natural Resource Management)の構築

政策のテーマ 国内のKBA(生物多様性重要地域)を対象とした地域主導による持続可能な自然・生物資源の活用と管理のモデル化

政策の分野

- ・ 自然環境の保全、 持続可能な地域づくり

政策の手段

- ・ 調査研究、技術開発、技術革新、
人材育成・交流

団体名：(株)あらたサステナビリティ
NPO 法人 白神山地を守る会
コンサベーション・インターナショナル(CI)
担当者名：野村 恭子(あらたサステナビリティ)
名取 洋司 (CI)
永井 雄人(白神山地を守る会)

キーワード	自然・生物資源管理	生物多様性重要地域	地域主体	森林保全	ビジネスマッチング
-------	-----------	-----------	------	------	-----------

政策の目的

自然度の高い森林(生物多様性重要地域など)の地域主導による持続可能な自然・生物資源の活用と管理の新しいモデルを構築するため、地域の知恵と企業等の先進科学・技術の融合によって、自然・生物資源の探査(バイオプロスペクティング)と新たな価値と資金循環メカニズムを創出させ、自然・生物資源の管理プログラムとガバナンス体制を構築し、生物多様性の保全と地域社会の発展を図ることを目的とする。

背景および現状の問題点

持続的な森林生態系の管理の新モデル～自然・生物資源管理(Natural Resources Management) 我が国の国土の2/3を占める森林は、国土の保全や水資源の涵養等の公益的機能を確保しており、再生産可能な資源として持続的に利用することが肝要であると言われている。一方で多くの森林は過疎化や労働者の高齢化などによりその維持管理で困難を極めており、政府は森林整備事業に118,197百万円(平成22年度)^{*1}を投じている。

森林資源の有効活用による持続可能な森林経営はまだ緒に就いたばかりであり、地域経済と一体となった真の意味での森林経営の実践例はまだあまり多くないのが現状である。例えば、森林の多面的機能の経済価値は年間約70兆円(1ヘクタール当たり280万円)^{*2}と試算されている。その大半は土壌保全および水源涵養機能によるものであり、現時点ではそれらを取引する市場メカニズムは十分ではなく、その経済価値を森林生態系保全対策に直接利用できるメカニズムもまだない。一方、経済価値として直接利用できる自然・生物資源の利用方策、市場化の潜在的な可能性は未知数で、研究開発が遅れている。中でも食品、医薬品、化粧品、工業製品の原料として活用できる高付加価値資源が発掘され、適切に活用できれば、経済的に自立した森林管理モデルが確立し、促進が可能と考えられる。地域が有する自然・生物資源を適切に認識・価値化し、それを森林生態系の保全に繋げる新しいモデル(仕組み)の構築を支援する行政施策が必要である。

自然度が高い緩衝地帯の保全と有効活用

国立公園や世界遺産などの自然保護地域周辺には、人間活動の影響などが直接保護地域に及ばないよう緩衝地帯が設けられている。緩衝地帯は保護地域とほぼ同等の保全価値のある自然・生態系を有しており、自然度の高さからその環境に存在する自然・生物資源は、食品、医薬、化学等の分野における大きな経済的価値・効果が得られる可能性を秘めている。海外では、米国イエローストーン国立公園では、生物資源探査(バイオプロスペクティング)をする製薬会社が資金提供する例や、アマゾン川流域の生態系モニタリングに民間金融機関が資金提供する例がみられる。国内でも、1997年に世界自然遺産である白神山地から耐久性に優れた酵母菌「白神こだま酵母」が発見され、現在はパン製造に幅広く活用されている。固有種が多い日本には、原生的な森林生態系の土壌、生態系に人々の生活においても利用価値の高い自然・生物資源が発見される可能性があるものの、現状では研究開発や市場価値化(ソーシャルビジネス含む)の対象とさえみなされていない。

*1: 林野庁ホームページ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/pdf/22k-03.pdf>

*2: 日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」2001年

政策の概要

本提言では、今日十分に発掘し、利用、評価していない森林生態系の機能を、自然・生物資源管理(Natural Resources Management)の視点から再考することにより、それらの価値が経済活動の中で有効に活用し、ひいては経済的に自立した森林保全につながる地域主体のモデル(仕組み)を提案する。新しいモデル(仕組み)の構築には、以下の3つが要素となる。

森林生態系を対象とした自然・生物資源探査と管理のプログラムの構築

郷土史など地域由来の伝統知識および地元住民・NPO/NGO・研究機関の知見を基に、森林生態系の物質生産機能(便益)として、食品、薬品、化粧品など高付加価値商品の原材料として可能性のある資源を探査・発掘するプログラムと、自然・生物資源を管理するプログラムを構築する。

有用資源の特定と活用ルールの開発:国内版遺伝資源アクセスと利益配分(ABS)の開発

自然・生物資源の有用性を見極めには科学的知識が不可欠である。地域を中心とした大学や研究機関との協働し、地域のニーズや経済的価値を考慮した有用資源のスクリーニングと特定を行う方法論を開発する。また特定した資源と企業のマッチングを企画・実施し、自然・生物資源の革新的な技術や潜在需要の掘り起こしのみならず、マーケティング、知的財産、利益配分、資源の利用・管理ルールについて、地域と企業との建設的なコミュニケーションを促進する。

自然・生物資源探査・管理のためのプラットフォームと運営体制の構築

地元住民、NPO/NGO、研究者、企業等が一定のルールの下で自由に自然・生物資源の探査・利活用・管理のモデルについて、知見・情報を蓄積し、協働で開発・研究する、オープンソース型プラットフォームを設計・整備する。プロジェクト全体、パイロット事業の運営体制を構築する。以上により、公的助成金に依存しない経済的に自立した森林生態系管理モデルの実現化を図る。

政策の実施方法と全体の仕組み(必要に応じてフローチャートを用いてください)

ここでは仕組みの構築に向けた、1.全体計画と、2.パイロット事業の実施方法を以下に示す。

1.全体計画:本仕組みの実現手段や、管理、具体適実施体制を含めた全体計画を設計する。

- ・ 自然・生物資源管理計画(Natural Resources Management Plan)の策定:上記「政策の概要」に示した3要素を明らかにした自然・生物資源管理計画を策定する。
- ・ 自然・生物資源の利用・モニタリング・保全活動の実施:自然・生物資源が有効に利用や、地域と企業の両者に便益の創出、保全活動の進捗を管理する。例えば、地域への便益の評価指標として自然・生物資源の数や、地域の探査隊(「政策の実施により期待される効果」参照)への参加者数などが考えられる。
- ・ 実施体制作り:資源の有効利用を可能にする技術手段の開発や、地域と企業を結びつけるプラットフォームの機構を含め、地域を主体とした仕組みを運用するための体制を整備する。また、本格運用を前にした、パイロット事業の検討も本項目に含める。

2.パイロット事業の実施方法:政策の具体的な実現方法を以下に、全体像を図1に、各フェーズにおける実施内容とキーポイントを表1に示す。

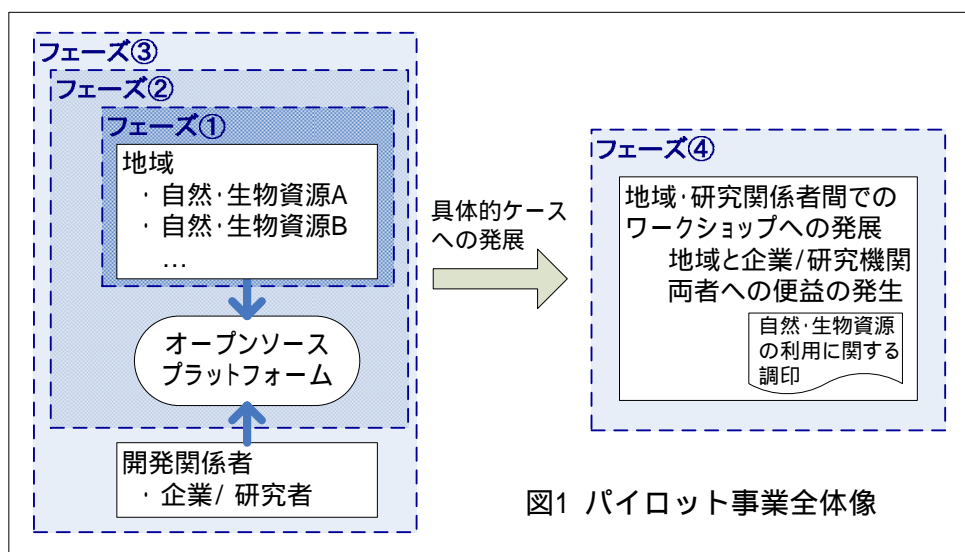


図1 パイロット事業全体像

表1 パイロット事業の実施方法

フェーズ	実施内容	キーポイント
	自然・生物資源の調査 <ul style="list-style-type: none"> 郷土史や自然史、地元の学識者から、伝統知識や記録の収集(例：醸造、民間療法、きのこの菌、養蜂など) 自然・生物資源の探査(バイオプロスペクティング) 探査結果の整理(現状の利用方法や所在地、特性など) 地域が有する自然・生物資源の選定 	<ul style="list-style-type: none"> 地元関係者と対話の実施 地域が有する自然・生物資源の記録化(アーカイブ) 地元の自然・生物資源に対する(再)発見
	有用な自然・生物資源の特定とその活用ルールの検討 <ul style="list-style-type: none"> 地域を中心とした大学や研究機関により、地域に適した自然・生物資源の活用の方向性の検討(例：商業利用可能性の検討- 医薬、生薬、食材、化粧品など) オープンソースプラットフォームに登録する自然・生物資源およびその特性の特定 	<ul style="list-style-type: none"> 地域が主体となって、自然・生物資源を活用する産業や頻度、期間などを検討
	自然・生物資源と企業のビジネスマッチング <ul style="list-style-type: none"> オープンソースプラットフォームを通じた自然・生物資源とその利用・活用のマッチング マーケティング、知的財産、利益配分等の協議 	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームでは、知的財産の管理を実施 プラットフォームは日本語と英語で構築し、世界発信
	具体的ケースにおけるワークショップの開催 <ul style="list-style-type: none"> 地域と企業との間で、自然・生物資源の供給に関する利用・管理のグランドデザインを検討 	<ul style="list-style-type: none"> 地域と企業間で、自然・生物資源の保全を確実にするための利用・管理に関する合意の形成

政策の実施主体(提携・協力主体があればお書きください)

下記に、実施主体の役割と全体関係(図2)を示す。カッコ内は、白神山地におけるパイロット事業を想定した場合の主体を示す。

全体コーディネーター(PwC)：当スキーム全体の運営・事務局、マーケティング、プラットフォームの設計。

自治体：郷土史や自然史、地元学識者との連携

地元NPO(白神山地を守る会)：現場への資源探査隊の組成、プラットフォームコンテンツ作成。

協議会：プラットフォームの運営、利益配分・知的財産の管理を含めたルール策定・調整。

国際NGO(CI)：海外での保護地域管理の類似事例の収集、プロジェクト成果の海外への情報発信。

開発関係者(研究機関・企業)：自然・生物資源を活用した基礎・応用研究、開発と商用化。

行政(環境省)：政策主導による管理。

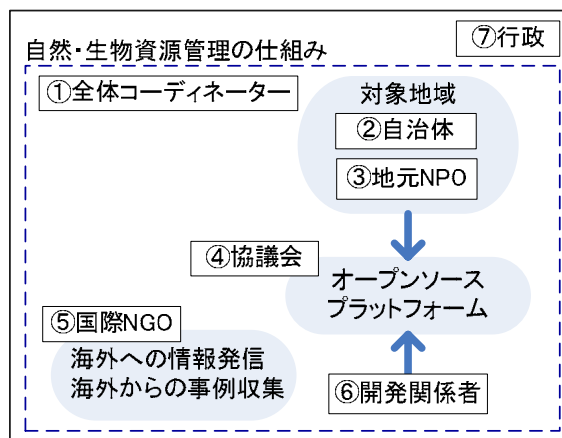


図2 実施主体の全体関係

政策の実施により期待される効果(具体的にお書きください)

愛知目標の達成へむけた国内の取組の促進

- 重要な地域への保護地域の拡大と実効的な管理(目標11)
- 生物多様性を守るための奨励措置(目標3)
- 伝統的知識の保護・活用(目標18)

自然・生物資源探査(バイオプロスペクティング)の科学・技術の発展と人材育成への貢献
雇用創出：地域の自然・生物資源を探査する「地域の探査隊」の構築による雇用を創出する。

日本企業のABSに対する解決策のモデル提示：日本企業が海外から資源・原料調達する際に、NGO/NPOとの協働したABS対応事業モデルとなる。

その他・特記事項

本提言で提案する仕組みの実施対象地域は、地域の主体性によることとするが、ここでは現在、本取組みの意思を表明しているNPO法人白神山地を守る会の活動拠点とする白神山地を例として、パイロット事業を示した。

